

# 再エネ電力の調達の拡大と 非化石証書の制度動向

長島・大野・常松法律事務所  
パートナー

藤本 祐太郎



## 1. 電気の利用者による再エネ電力の調達

わが国の温室効果ガス排出量の8割以上がエネルギー起源CO<sub>2</sub>となっており<sup>注1</sup>、脱炭素を達成するうえで、エネルギーの脱炭素化は不可欠である。エネルギーの脱炭素化にはさまざまな取り組みがあるが、電力における再生可能エネルギー（以下「再エネ」という）の可及的導入はそのなかでも欠かすことができないものである。

電力における再エネ導入の促進策は、電気事業者の側において各種講じられており、たとえば、再エネ発電設備への投資を補助・促進するものとして「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(以下「FIT法」という)<sup>注2</sup>が、小売電気事業者<sup>注3</sup>などに一定比率以上の非化石電源の調達を求めるとして「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」(以下「高度化法」という)がある<sup>注4</sup>。

他方で、電気の利用者の側でも、再エネにより発電された電力（以下「再エネ電力」という）の調達が求められてきており、近時はその要請が拡大している。たとえば、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下「温対法」という)では、温室効果ガスを相当程度多く排出する者は、自らの温室効果ガスの排出量を算定して国に報告する義務があるが、その際に、「他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量」を算定することとされている。この算定のために、小売電気事業者などでは、電力メニューごとのCO<sub>2</sub>排出係数の算定・報告・公表が行われており、電気の利用者が小売電気事業者などを選択する際に考慮する動きが広がっている。また、投資家や取引先より再エネ電力の調達の拡大を求められることや、「RE100」<sup>注5</sup>といった再エネ電力の調達の拡大を進める国際的なイニ

シアティブへの参加企業が拡大する動きもある。

## 2. コーポレートPPA

このような動きのなかで、近時では「コーポレートPPA」という取り組みが急速に拡大している。PPAとはPower Purchase Agreement（電力購入契約）の略称であるが、コーポレートPPAとは「電気の利用者である企業が、再エネ発電者から直接再エネ電力を調達しようとする仕組み」をいう。

コーポレートPPAは、再エネ発電設備を電気の利用場所に設置するか否か、電力会社の送配電網を利用して遠隔地に設置するか否かで「オンサイト」と「オフサイト」の2種類に区分できる。電力の供給にかかわるコストや規制・ルールの観点からは「オンサイト」に利点があるが<sup>注6</sup>、「オンサイト」は設置場所に限界があるため再エネ電力の調達の拡大には「オフサイト」も欠かせない。

ただし、「オンサイト」も「オフサイト」も、従来型の電力購入契約と数多くの点で異なっている。特に、再エネ発電設備の投資回収の観点から、その契約期間は10年～20年といった相当長期に及び、かつ、中途解約違約金が設定されることも多いため、契約締結前にそのリスクについて十分な検討を行うことが肝要である。

## 3. 非化石証書

### (1) 概要

電気の利用者による再エネ電力の調達を促進するために近時急速に整備されているものとしては、「非化石証書」もある。これは、送配電網に流れる非化石電源の電力について、その環境価値を証書化したものである。ゼロエミッション価値（温対法のCO<sub>2</sub>排出係数

が0kg-CO<sub>2</sub>/kWhである価値)は、この環境価値の代表的なものである。また、後述の一定の要件を満たした非化石証書は、RE100に利用することができる。

非化石証書の導入により、送配電網に流れる電力からは環境価値が切り離されているため、単に再エネ発電設備から電力のみを購入するだけでは環境価値は得られない(前述の「オフサイト」のコーポレートPPAも、再エネ発電者から非化石証書も購入する必要がある)。逆に、非化石証書を取得すれば、化石電源の発電者から電力を購入した場合であっても、環境価値を得ることが可能になっている(図1)。

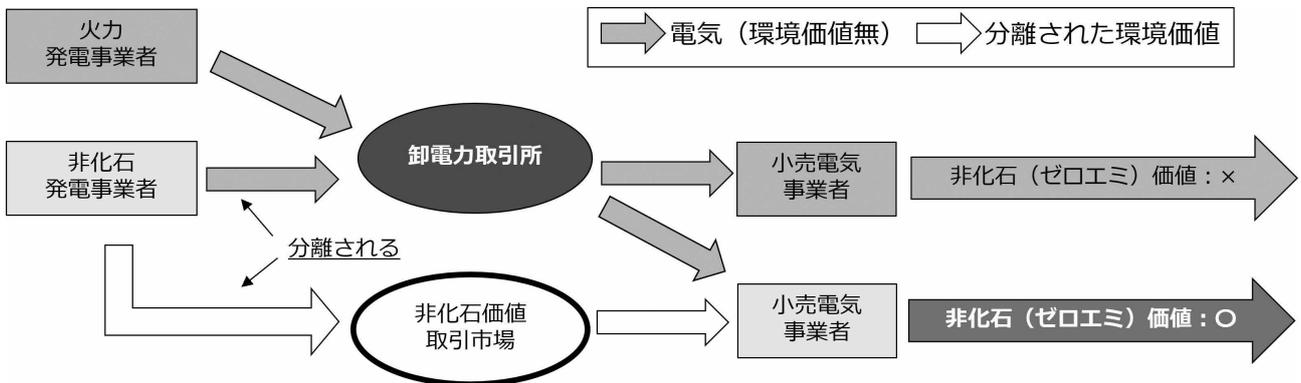
## (2) 種類

非化石証書は、現時点では、(i)非化石証書付与の対象電源にFIT法が適用されるか否か、(ii)再エネ電源か否かで、①FIT非化石証書(再エネ指定)、②非FIT非化石証書(再エネ指定)、③非FIT非化石証書(指定なし)の3種類があり、それぞれの内容は図2のとおりである。

「現時点では」と記載したのは、非化石証書は多くの制度改正が行われてきたためである。たとえば、非化石証書は当初、小売電気事業者の高度化法における非化石電源比率目標の達成手段として位置づけられ、その証書購入主体は小売電気事業者に限定されていた(電気の利用者は、証書を購入した小売電気事業者から電気の供給を受けることで、電気的环境価値を得ることになる)。もっとも、電気の利用者のニーズの高まりを受け、FIT非化石証書については電気の利用者や仲介事業者による購入が認められるように改正された<sup>注7</sup>。さらに、現在では、前述のコーポレートPPAの取り組みの拡大を受け、非FIT非化石証書についても、2022年度以降の一定の要件を満たすものは需要家による直接購入を認める方向で改正が議論されている<sup>注8</sup>。

なお、電気の利用者としては、非化石証書を直接購入する場合には小売電気事業者に支払う手数料を削減できる利点がある一方で、非化石証書取引への参加のためにノウハウやコストが必要になる点に留意が必要となる。

図1



出典：第33回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会 資料3-2

図2

	再エネ指定		指定なし
	FIT非化石証書	非FIT非化石証書	非FIT非化石証書
証書付与の対象電源	FIT電源 (FIT法の適用のある再エネ)	非FIT再エネ電源 (FIT法の適用のない再エネ)	非FIT非化石電源 (Ex: 原子力)
証書販売主体	費用負担調整機関	発電事業者	発電事業者
証書購入主体	小売電気事業者 電気の利用者(2021.11~) 仲介事業者(2021.11~)	小売電気事業者	小売電気事業者
相対取引	不可	可	
取引所	再エネ価値取引市場	高度化法義務達成市場	
取引所での価格決定方式	マルチプライスオークション	シングルプライスオークション	

### (3) トラッキング

非化石証書（再エネ指定）は、再エネ電源という属性に基づく環境価値を付与されたものに過ぎず、そのままでは環境価値の由来となった電源の種類（太陽光、風力など）や発電所所在地の属性情報を有していない。もっとも、前述のRE100はこれらの属性情報を必須としているため、「トラッキング制度」（取得された非化石証書に、由来となった電源の属性情報を付与する手続き）が設けられている。

トラッキング制度も、多くの制度改正が行われてきた。たとえば、従来はFIT非化石証書のみでトラッキング制度が設けられていたが、2021年8月以降は取引所で取引される非FIT非化石証書にもトラッキング制度が開始され、相対で取引される非FIT非化石証書のトラッキングについても現在議論がされている。

## 4. 終わりに

以上のとおり、脱炭素の潮流のなかで、電気の利用者側でも、再エネ電力の調達にかかわる取り組みが急速に拡大し、これに対応して制度改正が急激に進められている。国のあげた脱炭素目標に鑑みると、この勢いは今後も続くものと考えられる。この動きに対応するためには、電気事業制度への基本的な理解だけでなく、複雑化する急激な制度改正に目を配る必要があり、難易度は高い。多くの電気の利用者は、電気の取引に慣れていないのが通常であるため、制度に精通した専門家の助言が重要になる分野であると考えられる。

注1：環境省の2020年度温室効果ガス排出量（速報値）においては、84.2%とされている。

注2：2022年4月1日以降は「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に法律名を変更予定である。

注3：電気の利用者に対して電気の販売・供給（小売供給）を行う事業者。

注4：我が国の脱炭素目標の達成に向けて、「安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案」が2022年3月1日に閣議決定された。この法律が成立した場合、高度化法は「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」に名称が変更される。

注5：英国のClimate GroupとCDPが実施する、事業運営に使う電気を100%再エネで調達することを目標に掲げる国際的なイニシアティブをいう。

注6：電気事業法上の事業規制の有無、送配電網の利用料金やFIT賦課金の要否、送配電利用ルールの遵守の要否に違いがある。

注7：当該改正に伴い、FIT非化石証書の取引所は「再エネ価値取引市場」という名称になり、非FIT非化石証書の取引所は「高度化法義務達成市場」という名称となった。また、当該改正後の初回のFIT非化石証書のオークション（2021年11月）では約19億kWhの取引が行われ、2020年度分の4回のオークションの合計約定量（約15億kWh）を上回った。

注8：なお、現状、相対契約で非FIT電気と環境価値を調達する取引は

RE100に利用可能とされている。

（筆者略歴）

2007年京都大学法学部卒業、2008年長島・大野・常松法律事務所入所、2014年University of Pennsylvania Law School卒業（LL.M. with Distinction）、2015年～2017年経済産業省電力・ガス取引監視等委員会勤務（総務課法令担当）、2021年長島・大野・常松法律事務所パートナー。

火力・再エネ発電プロジェクトとその資金調達、電力・ガスの各種取引、エネルギー関連事業のスタートアップ・スキーム設計・M&A・紛争処理、エネルギー関連ルール・制度対応など、各種のエネルギー案件に関する幅広いアドバイスを国内外のクライアントに対して行う。

